

秋田大学高大接続センター高大接続教育部門ワーキンググループ設置要項

(平成 28 年 12 月 16 日部局裁定)

(趣旨)

第 1 条 この要項は、秋田大学高大接続センター規程第 10 条第 2 項に規定するワーキンググループ(以下「WG」という。)に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第 2 条 WG は教科ごとに設置するものとし、設置する教科は高大接続教育部門会議(以下「部門会議」という。)において定める。

(業務)

第 3 条 WG は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 高大接続テキストの編集及び活用
- (2) 高校教員との教育交流の実施
- (3) その他高大接続教育に関する取り組みの実施

(組織)

第 4 条 WG 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 国際資源学研究科長，教育文化学部長，医学系研究科長及び理工学研究科長が推薦する，当該 WG の教科を専門とする者
- (2) 高大接続教育部門長が推薦する者
- (3) 秋田県内協力高校教員
- (4) その他部門会議が必要と認める者

2 WG 委員の構成員数は、部門会議で決定する。

(任期)

第 5 条 前条の委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条の委員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第 6 条 WG の庶務は、総合学務課において処理する。

(補則)

第 7 条 この要項に定めるもののほか、WG の運営に関し必要な事項は、部門会議が別に定める。

附 則

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。